

指定介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護事業所
府中市立特別養護老人ホームよつや苑 運営管理規程

第 1 章 施設の目的および運営の方針

(目的)

- 第 1 条 この規程は、社会福祉法人 正吉福祉会（以下「法人」という。）が運営する、府中市立特別養護老人ホームよつや苑（以下「苑」という。）の指定介護老人福祉施設および指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業所の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準」「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」および「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」を遵守し、利用者の生活の安定および生活の充実、ならびに家族の身体的および精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第 2 条 苑の指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。
- 2 苑の指定短期入所生活介護事業所は、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うこととする。

第 2 章 職員の職種、員数および職務の内容

(職員)

- 第 3 条 苑は、介護保険法に基づく「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」および「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」に示された所定の職員を配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- | | |
|---------------|-------|
| (1)施設長（管理者） | 1 名 |
| (2)事務員 | 1名以上 |
| (3)介護支援専門員（兼） | 1 名以上 |
| (4)生活相談員 | 1 名以上 |

(5)介護職員	27名以上
(6)医師	1名以上
(7)看護職員	3名以上
(8)管理栄養士	1名以上
(9)調理員	1名以上
(10)機能訓練指導員	1名以上

- 2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。
- 3 この規程においては、第1項に定める職員のうち、介護支援専門員については、以下「ケアマネジャー」という。

(職務)

第4条 施設長は、苑の業務を統括する。

施設長に事故あるときは、あらかじめ、施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。

- 2 事務員は、総務、会計その他苑の事務に従事する。
- 3 ケアマネジャーは、苑の利用者またはショートステイ等利用者に係るインテーク、施設アセスメント、施設サービス計画（以下「ケアプラン」という。）の策定およびケアプランの実績に係るフォローアップならびに苦情解決第三者委員会の意見表明、勧告または提言に係る改善業務等に従事する。
- 4 生活相談員は、苑の利用者またはショートステイ等の利用者に係るケアプランの実施、実施ケアプログラムの作成、実施業務の指導および業務の調整ならびにケアプランの実施に係る家族等との連絡および調整等に従事する。
- 5 介護職員は、利用者の日常生活に係る介護その他の支援に従事する。
- 6 医師は、利用者または職員の診療、健康管理および保健衛生指導に従事する。
- 7 看護職員は、利用者または職員の診療補助、療養上の世話および保健衛生管理に従事する。
- 8 機能訓練指導員は、施設および在宅サービスに係る利用者の機能維持または改善に必要な訓練および指導ならびに職員、利用者家族および地域市民の介護教育または介護指導に従事する。
- 9 管理栄養士は、栄養管理、栄養指導、栄養量計算、献立作成、食事事務管理、食事衛生管理および調理作業管理ならびに地域市民の栄養教育および栄養相談に従事する。
- 10 調理員は、食事の調理業務に従事する。

第3章 利用定員

(定員)

第5条 苑の指定介護老人福祉施設の入所定員は、80名とする。

- 2 苑の指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員は、併設型10名、空床利用型4名とする。

第 4 章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画及び短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第 6 条 ケアマネジャーは、指定介護老人福祉施設の利用者について、サービスの内容等を記載した施設サービス計画の原案を作成し、それを利用者に対して説明の上同意を得るものとする。

2 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者については、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される場合に、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画の原案を作成し、それを利用者に対して説明の上同意を得るものとする。

(サービスの提供)

第 7 条 職員は、サービスの提供にあたっては、利用者またはその家族に対して、接遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(入浴)

第 8 条 1 週間に 2 回以上、入浴又は清拭を行う。ただし、利用者に疾病がある場合、伝染性疾患の疑いがあるなど、医師により入浴が適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。

(排泄)

第 9 条 利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床、着替え、整容等)

第 10 条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第 11 条 食事は、栄養ならびに利用者の身体の状態および嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は概ね次のとおりとする。

(1)朝食 午前 0 7 時 3 0 分

(2)昼食 午後 1 2 時 0 0 分

(3)夕食 午後 0 6 時 0 0 分

3 あらかじめ連絡のあった場合は、別に定めるところにより、衛生上または管理上許容可能な一定時間、食事の取り置きをすることができる。

4 予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

(送迎)

第 12 条 利用者の入所時および退所時には、利用者の希望、状態により自宅まで送迎を行う。ただし、原則として、送迎を行う地域は次のとおりとする。

府中市内

(相談、援助)

- 第 13 条 苑の職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第 14 条 教養娯楽設備を整え、レクリエーションを行うものとする。
- 2 利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者および家族において行うことが困難である場合は、その者の申し出、同意に基づき、所定の手続きにより代わって行うことができる。

(機能訓練)

- 第 15 条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またはその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(健康保持)

- 第 16 条 医師または看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(利用者の入院期間中の取り扱い)

- 第 17 条 指定介護老人福祉施設の利用者が、入院する必要が生じた場合にあって、入院後おおむね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者およびその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにしなければならない。

(緊急時の対応)

- 第 18 条 利用者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。
- 2 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。
- 3 利用者が、予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

(利用料)

- 第 19 条 指定介護老人福祉施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用の法令が定める負担割合と苑が定める居住費と食費および日常生活等に要する費用の合計額とする。(別紙料金表)
- 2 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅介護サービス(居宅支援サービス)にかかる費用の法令が定める負担割合と苑が定める滞在費と食費の合計額とする。(別紙料金表)

- 3 利用者が、特例居宅介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、特例居宅支援サービス費、高額居宅支援サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれ法令によるものとする。
- 4 利用料は暦月によって、利用料の当月分の合計額を毎月支払うものとする。
- 5 利用者は、第4項による利用料を翌月末日までに支払うものとする。ただし、利用終了に伴い月の途中で退所する場合は、残金を退所時に支払うものとする。
- 6 支払いは、苑が指定する方法で支払うものとする。

第 5 章 苑の利用にあたっての留意事項

(日課の尊重)

- 第 20 条 利用者は、健康と生活の安定のため施設長が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

- 第 21 条 利用者は、外出（短時間の者は除く）または外泊しようとするときは、その都度、外出、外泊先、用件、苑へ帰着する予定日時などを施設長に届出るものとする。

(面会)

- 第 22 条 利用者が外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備えつけの台帳にその氏名を記録するものとする。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。

(健康留意)

- 第 23 条 利用者は努めて健康に留意するものとする。苑で行う健康診断は特別な理由がないかぎりこれを受診するものとする。

(衛生保持)

- 第 24 条 利用者は苑の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また苑に協力するものとする。

(苑内の禁止事項)

- 第 25 条 利用者は、苑内で次の行為をしてはならない。
- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
 - (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
 - (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (4) 苑の秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害すること。
 - (5) 故意または無断で、苑もしくは備品に損害を与えまたはこれらを苑外に持ち出すこと。

第 6 章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

- 第 26 条 苑は消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消防設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けることとする。
- 2 苑は、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員および利用者が参加する消火、通報および避難の訓練を原則として少なくとも月 1 回は実施し、そのうち年 2 回以上は夜間想定 of 避難訓練を実施するものとする。なお、訓練の実施に当たっては地域住民および消防関係者の参加が得られるよう、連携に努めるものとする。
- 3 利用者は健康上または防災等の緊急事態の発生に気付いた時は、苑職員まで事態の発生を知らせるものとする。

第 7 章 その他運営についての重要事項

(利用資格)

- 第 27 条 苑の利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設または指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の利用の資格があり、苑の利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者およびその他の法令により入所できる者とする。

(内容および手続きの説明および同意、契約)

- 第 28 条 苑の利用にあたっては、あらかじめ、入所申込者および代理人・保証人に対し、本運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込み者の同意を得た上で利用契約を締結するものとする。

(施設・設備)

- 第 29 条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上決定するものとする。
- 2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとする。
- 3 施設・設備等の維持管理は、苑職員が行うものとする。

(苦情処理)

- 第 30 条 利用者または代理人及び保証人は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができる。その場合すみやかに事実関係を調査し、その結果ならびに改善の必要性の有無および改善の方法について利用者または代理人及び保証人に報告するものとする。なお、苦情申立窓口等は、「苦情解決第三者委員規定」に記載されたとおりである。

(秘密の保持)

第 31 条 苑は、業務上知り得た契約者、利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項を第三者に漏洩してはならない。また、従業者であった者に、業務上知り得た契約者、利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項を保持させるため、従業者ではなくなった後においてもこれらの個人情報並びに秘密事項を保持させるべき旨に従事者との雇用契約において定め、雇用契約を締結する。

2 その他、個人情報並びに秘密事項の保持については、個人情報管理規定に定める。

(感染症対応に関する指針)

第 32 条 苑及び施設は、感染症の予防対策のために、感染症・食中毒対策委員会を設置し、月に1回以上委員会を開催し、分析、検証を行うものとする。また感染予防の理解を目的に介護職員、その他関係する職員を対象とした研修を年2回以上行うこととする。

2 その他、感染症予防の対策については、感染症予防マニュアルに定め指針とする。

(身体拘束等廃止に関する指針)

第 33 条 苑及び施設は、身体拘束等廃止のために、身体拘束適正化委員会を設置し、3か月に1回以上委員会を開催し、分析、検証を行うものとする。また身体拘束等を廃止することを目的に介護職員、その他関係する職員を対象とした研修を年2回以上行うこととする。

2 その他、身体拘束等への対応原則及び条件については、身体拘束等の適正化のための指針に定める。

(高齢者虐待防止の措置)

第 34 条 苑及び施設は入所者の人権の擁護、虐待の防止等のために虐待防止委員会を設置し、3か月に1回以上委員会を開催し、関係法令等により適正に運営されているか、防止と早期発見に努める。また高齢者虐待防止をすることを目的に介護職員、その他関係する職員を対象とした研修を定期的に開催する。

2 その他、虐待防止については、法人の定めるリスクマネジメント規定に則る。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 35 条 苑及び施設は、感染症や災害等が発生時に、利用者に対して継続した指定介護福祉サービスを継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 苑及び施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 苑及び施設は定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(従業者の就業環境の確保について)

第 36 条 苑及び施設は、適切な介護福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されること防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第 8 章 雑則

(委任)

第 37 条 この規程の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

(改正)

第 38 条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人正吉福祉会理事会の議決を経るものとする。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年11月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年7月1日から施行する。

この規定は、令和1年5月1日から施行する。

この規定は、令和3年12月18日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年5月1日から施行する。